

アイヌ民族とアイヌ語学習 : 先住民族の言語権の視点から

著者	上野 昌之
雑誌名	埼玉学園大学紀要. 人間学部篇
巻	12
ページ	231-243
発行年	2012-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000383/

アイヌ民族とアイヌ語学習

— 先住民族の言語権の視点から —

Learning Ainu Language and Language Rights

上野昌之

UENO, Masayuki

消滅の危機に瀕する言語といわれるアイヌ語は、近年アイヌ復興の動きの中でニーズも増えてはおり、学習者も増加はしている。しかし、アイヌ語の復興再生を想定した時、残念ながら現状では目に見えた成果が上がっているとは言い難い。

そこで本論では、アイヌ民族の人々にとってアイヌ語とはどのような意味をもつ言語であるのかという視点から、彼らのアイヌ語への意識を探るとともに、近年の北海道の動向を踏まえて、アイヌ語学習の可能性を求めていくことにする。そこではアイヌ語を民族言語としてのみ考えるのではなく、日本の文化的財産としてとらえる多文化教育的な視点も考慮していく。そして、アイヌ語を日本における先住民族の言語としてとらえたとき、どのように位置づけ発展させていったらよいか、近年採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言を踏まえて、先住民族の言語権という視点からも考察していきたい。

序

言語を使用するのは人間の特性である。現在6000以上の言語が地球上には存在するといわれるが、そのほとんどが少数言語であり絶滅の危機に瀕しているものも多い。言語系統を同じくする集団を語族というが、これは民族系統と重なる部分が多い。民族自体が言語を中核に据えた概念であるともいえるからである。一概に民族を定義することはできないが、例えば、文化の伝統を共有することによって歴史的に形成され、同族意識を持つ人々の集団。文化の中でも特に言語を共有することが重要視され、また宗教や生業形態が

民族的な伝統となることも多いとされる¹⁾。共通した言語を有することは、外的な要素の表象ばかりでなく、思想や価値をも含む内的な関係を形作るうえで自他の区別を最もつけ易いものである。それゆえ言語は民族集団の中核といえるものである。

しかし、この言語が地政学的にまたは経済的に他の大言語の影響により損なわれていくことがしばしば見られる。19世紀以降のコロニアリズムの影響は大きく、植民地形成の過程で宗主国の言語が植民地下の地域言語にとって代わる姿は地球上の至る所で見られた。アイヌ語も日本の植民地主義的な蝦夷地支配、北海道開拓の過程で日本語に置き換えられて

キーワード：アイヌ語、危機言語、用語学習講座、言語権

Key words : ainu language, endangered language, ceremony term study, rights of language

いった。

今日アイヌ語の母語話者はほとんどおらず消滅の危機に瀕する言語（危機言語）と認識されている。では、アイヌ語はどのように扱われているのだろうか。現在アイヌ語を学習する機会は限定的である。学習会や講座の数も限られ、地域な偏重もある。またマスメディアでの恒常的な学習機会は北海道では見られるが、全国的にアイヌ語を耳にする機会はほとんどない。近年北海道内での貴重な学習機関であったアイヌ語教室がアイヌ用語学習講座に置き換わり、このとき複数の教室が閉鎖された。アイヌ語は政策的な展開がなされなければ、ごく近い将来消滅する可能性が大きいと予見されるが、学習の機会が狭められたことで、一層困難さは増すだろう。

そこで本論では、アイヌ民族の人々にとってアイヌ語とはどのような意味をもつ言語であるのかという視点から、彼らのアイヌ語への意識を探るとともに、近年の北海道の動向を踏まえて、アイヌ語学習の可能性を求めていくことにする。そこではアイヌ語を民族言語としてのみ考えるのではなく、日本の文化的財産としてとらえる多文化教育的な視点も考慮していく。そして、アイヌ語を日本における先住民族の言語としてとらえたとき、どのように位置づけ発展させていったらよいか、近年採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言を踏まえて、先住民族の言語権という視点からも考察していきたい。

I アイヌ民族にとってのアイヌ語

アイヌ語の母語話者は極めて少なくなっている。これは明治以降のアイヌ語が置かれてきた現状を表しているものである²⁾。今では大半のアイヌ民族の人々は日本語を母語として生まれ、育ち、生活をしている。では、現在のアイヌ民族にとってアイヌ語はどのような意味を持つものなのだろうか。民族と母語の視点から考えてみることにする。北海道アイヌ協会に所属するアイヌ民族の人々に北海道庁は「北海道アイヌ生活実態調査」を7年毎に行っている。ここでは最新の平成18年度版をもとに、アイヌ文化・アイヌ語の項目を参照してみる。

アイヌ文化の中でのアイヌ語の認知度は、アイヌ舞踏に次ぐ49%（実数304人／620人中）の人々がアイヌ語を認知している³⁾。約半数の人々がアイヌ語を知っていると知っているが、その詳細（表1）を見ると、認知している人の中で「よく知っていて教えることができる」と答えた割合は、4.6%と低い。「教えることはできないが、ある程度なら知っている」という割合は25%。大半は「体験や本などで知っている」70.4%という結果になっている。この結果から、アイヌ語を教授できるまで堪能な人は、この調査による実数では28人足らずということがいえる。

他方でアイヌ語自体の使用程度を問う項目が掲載されている（表2）。調査対象者は、712人である。これによれば、「アイヌ語会話

表1 どの程度知っていますか

区分	実数	よく知っていて教えることができる	教えることはできないが、ある程度知っている	体験や本などでは知っている
アイヌ語	304人	4.6%	25.0%	70.4%

表2 アイヌ語についてどの程度できますか。

(%)

区分	総数 (712人)	30歳未満 (133人)	30歳代 (97人)	40歳代 (131人)	50歳代 (168人)	60歳代 (177人)	不詳 (6人)
会話ができる	0.7	0.0	1.0	0.0	0.0	2.3	0.0
少し会話ができる	3.9	0.8	0.0	3.8	4.2	8.5	0.0
話すことはできないが、アイヌ語を少しは知っている	32.4	15.8	33.0	35.1	37.5	38.4	16.7
話すことも、聞くこともできない	61.2	79.5	66.0	60.3	57.7	49.2	50.0
不詳・無回答	1.7	3.8	0.0	0.8	0.6	1.7	33.3

表3 今後、アイヌ語を覚えたいと思いますか。

(%)

区分	総数 (712人)	30歳未満 (133人)	30歳代 (97人)	40歳代 (131人)	50歳代 (168人)	60歳代 (177人)	不詳 (6人)
積極的に覚えたい	6.0	2.3	5.2	6.1	4.8	10.2	16.7
機会があれば覚えたい	54.6	47.4	57.7	64.9	58.9	47.5	33.3
覚えたくない	36.4	45.1	36.1	27.5	34.5	39.5	0.0
不詳・無回答	2.9	5.3	1.0	1.5	1.8	2.8	50.0

ができる」という割合は0.7%。うち60歳以上の高齢者が177人中の2.3%で、4人。30歳代で1人という数値となっている。高齢者は母語話者か潜在的な母語話者と考えられるが、極めて少ない。危機的な言語状況にあることを反映しているといえる。30代の一人は第二言語等として獲得したものであることは、間違いないだろう。これを見る限りにおいては、60%以上のアイヌ民族の人々がアイヌ語についての知識を持っていないことが示されており、知識を持っていたとしても単語か挨拶レベルのものであることが推察される。つまり大半のアイヌ民族の人々にとってアイヌ語は日常生活とは無関係なものであり、知識的にも脆弱といえる。

しかし、「今後アイヌ語を覚えたいと思いますか」という今後の期待感を問う問い(表3)に関しては次のような結果が示されている。

各年齢層で、「積極的に覚えたい」「機会があれば覚えたい」の回答が多く、60%前後の

人々が、アイヌ語学習への期待を寄せている。これらの結果から考えられることは、現状においてはアイヌ語ができず、知識もほとんどないのだが、学習の機会があれば、アイヌ語を学習し話せるようになりたいと思う潜在的な学習者がきわめて多いということが言えるのである。おそらく、母語ではない言語を獲得したいと望む背景には、自らがアイヌ民族であることへの帰属意識が働いているのではないだろうか。これを裏付けるものとして、今後重点的に行う分野はどの分野であるかという問い(表4)への回答で、一番多いのがアイヌ語(46.9%)という結果が示されている。つまり、アイヌ文化振興の中ではアイヌ語の普及活動が一番望まれているということになる。この結果は北海道大学が2009年に行った『北海道アイヌ民族生活実態調査』のなかでも同様な結果になっており、アイヌ語へのかかわり方を求める回答が他の文化活動よりも大きいものとなっている⁴⁾。

表4 今後重点的に行う分野はどの分野だと思いますか。

区分	実数(人)	620人中(%)
アイヌ語	291	46.9
叙事詩(ユーカラ等)	33	5.3
歌	68	11.0
楽器(ムックリ等)	44	7.1
民族舞踏	171	27.6
祭事	213	34.4
編物	21	3.4
刺繍	118	19.0
織物	55	8.9
伝統的漁法	36	5.8
調理	55	8.9
木彫	81	13.1
生活習慣	-	-
その他	27	4.4

以上のように、アイヌ民族にとってアイヌ語とはすでに母語ではなく、学習して獲得しなければならない言語になっている。アイヌ語の必要性を感じていない者も少なからずいるが、アイヌ語は民族の代表的文化、つまりアイヌ文化の象徴としての役割を持っており、民族的な帰属性のもとでは獲得したい言語となっている。では、アイヌ語はどのようにして学ぶことができるのか次に考えてみる。

II アイヌ語学習の方法

アイヌ語は日常的な言語ではない。アイヌ民族にとっても、もはや学習して獲得しなければならない第二言語となっている。では、アイヌ語を学習することは容易なのであろうか。

一般的に考えられ学習法は、市販の参考書での学習が最も簡便な方法である。英語など外国語を語学学校で学ぶように、アイヌ語を専門的に学べる語学学校はほとんどない。道内や首都圏の大学の中には、アイヌ語教育を行うカリキュラムが設置されているところもあるが、一般学習者への開放は積極的に行わ

れているわけではない。

アイヌ語教育の普及啓発に力を注いでいるところが、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構である。ここは「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(「アイヌ文化振興法」1997年5月14日)の施行によりその理念を実現するために設立された財団である。ここでは様々なアイヌ民族関連の事業が行われ、アイヌ語に関する事業も行われている。なかでもアイヌ語啓発事業として行われている北海道のSTVラジオ放送によるアイヌ語講座は、平成11年から毎週行われている⁵⁾。その他に、中級話者を対象にした地域教育としてのアイヌ語上級講座や指導者を育成するためにアイヌ語研究者などの協力を得て、アイヌ語の文法や言語学の基礎を踏まえた指導方法など実習するアイヌ語指導者の育成事業も行われている⁶⁾。また上級者への口承伝承者養成事業も設けられている。

近年アイヌ民族の親子を対象とした親子のアイヌ語学習も行われるようになり、アイヌ語やアイヌの伝統や文化の保存を図っている。このほかにも習得レベル及び各方言にも対応したアイヌ語のテキストの作成や学習成果を発表する場と同時にアイヌ語を直接耳にする機会を設け、アイヌ語の普及を図ろうとする弁論大会も開催されている。このようにアイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ語事業は多域にわたるが、これを支えるものが、道内各地に置かれていたアイヌ語教室の存在であった。

道内には北海道アイヌ協会が北海道の委託事業⁷⁾として14か所の支部にアイヌ語教室を2010年まで開催していた。ここではアイヌ民族の人々のみならず、地域に居住する和人の

学習者も多数参加し、月2～4回の割で初歩的なアイヌ語やアイヌ文化の学習が行われていた。費用もかからず意志があればだれでも参加できる社会教育の場であった。独自の教材を使うことが多く、その内容も実施教室ごとに異なり、独自のカリキュラムで参加者の興味関心を踏まえながら講座を組み立てていたといっていだろう。日常会話や言い回しといった口語のアイヌ語表現からユーカラの聞き取りや解説という生活では聞くことの途絶えてしまったアイヌ語の姿を学習することができた。その他にも地名研究や古来の生活や儀式の説明など、アイヌ語をもとにしたアイヌ文化の全般を包括したものとなっていた。語学的な教養と同時にアイヌ文化への造詣を深めるものといえた。いわゆる一般的な語学教育とは異なり、文法や表現法のドリル的な授業展開をすることが趣旨ではなかった⁸⁾。

しかし、このアイヌ語教室も2011年よりアイヌ用語学習講座と改められることとなった。北海道アイヌ協会が北海道の委託事業として行っている点では、従来のアイヌ語教室と同じであるが、学習上の内容に制限が加えられた。用語学習講座では、アイヌ文化に関連する文化財を理解するための基本的な用語を学ぶ学習と規定され、アイヌ語の語学的な学習をする場とは捉えられていない。会場も7か所と縮小した⁹⁾。この経緯には北海道アイヌ協会支部の不適正な会計処理問題があり、その再発防止のために事業の適正実施が厳格化されたことにある。用語学習講座という名称自体は文化庁の事業内容の項目として従来からあったもので、アイヌ語教室というのは北海道アイヌ協会ですなわち、一般的に使われていた名称であった。すなわち、一般的にアイヌ語教室と呼ばれていた講座は、文化庁ではアイヌ

語学習ではなく、文化財保護法の範囲でアイヌ語の学習をする場と規定されていた。そのためこのような名称とされている¹⁰⁾。従来は各支部ごとに学習カリキュラムは作られており、文化庁も北海道庁も内容的に踏み込んだ指導を行うわけではなかったため、アイヌ語教室では学習内容を自由に決定することができたのであった。2011年以降の用語学習講座は、規模と予算面での見直しもあり、当該官庁から事業内容自体にも細かな指導が入り、これまでを踏襲した内容で講座が開くことができなくなったようである¹¹⁾。

以上のことから考えると、アイヌ語を学習することは可能ではあるが、相当の制約を受けるものとなった。しかも、これは道内での事例であり、道外の地域では学習機関での学習はさらに難しく、より深いものを発展的に学習しようとするのはきわめて困難な状況にあることがわかる¹²⁾。

では、アイヌ語を学校教育で教えることはできないものであろうか。学校教育のカリキュラムは国公立学校の場合、学習指導要領で規定され、私立学校においても準拠している。アイヌ語指導については、とくに指示はされておらず教科の中で学習する内容とはなっていない。この点が日本語（国語）とは大きく異なる。しかし、アイヌ語は日本の固有の言語であり、それを培ってきた歴史的、社会的背景を持つ文化遺産である。今も継続する伝統であり知の宝庫であるといえることができる。アイヌ民族にとっては、アイヌ語は民族の象徴としての意味を持つものであり、先住民族の視点を踏えるならば、学習の機会は上げられるべきものだろう。では、このような言語を一般的に学校教育で学習する意味

はどこにあるのだろうか。

まず考えられることは、アイヌ語が日本固有の言語であり、日本の言語文化の豊かさを象徴するものであるという、多文化的な視点である。これを学ぶことはアイヌ文化の担い手であるアイヌ民族の存在に目を向け、非日本民族の存在を認知し、日本の多様性のもつ広がり誇る意識を広げることになるだろう。アイヌ語はすでに存続が危ぶまれ、日常的には使われていない言語である。日本の文化・伝統を学ぶことが推奨される今日、アイヌ語やアイヌ伝承は文学的蓄積も豊富で、その点では古典と類似しているともいえる。国語において古典を学ぶことに関しては、「古典の指導については、古典としての古文や漢文を理解する基礎を養い古典に親しむ態度を育てるとともに、我が国の文化や伝統について関心を深めるようにすること」とある¹³⁾。我が国の文化や伝統を知り深める目的があることがわかる。この点から考えるならば、アイヌ語も日本の伝統的と文化的所産とすることができる。

アイヌ語は北海道の地域的な課題として意識される色彩が強いものではあるが、学校教育現場で地域色を打ち出した国語教育はこれまで積極的には行われてこなかった。地域言語である方言を学習することは、戦後教育の中でも一般的には行われてこなかった。小学校学習指導要領 昭和33年版では「小学校の第六学年を終了するまでに、どのような地域においても、全国に通用することばで、一応聞いたり話したりすることができるようにする」という記述があり、昭和43年版以降平成元年版まででは、「共通語と方言とは違いがあることを理解し、また、必要に応じて共通語で話すようにすること」などと記載があっ

た¹⁴⁾。すなわちこれまで学校教育では方言の使用すら基本的には勧められてこなかった。しかし、近年方言は教育の場でも用いられるようになっており。総合的な学習の時間などでの学習もおこなわれてきている。

アイヌ語を地域言語としてとらえるならば、道内のようにアイヌ民族の子弟が多く居住し、アイヌ語地名など多く残る地域においては、有効な学習といえるのではないだろうか。アイヌ民族の子どもたちが自己の帰属する集団の言語を公教育の場で学習することは、自己肯定感を高める、生き方そのものを積極的に進めることができる要素となろう。またマジョリティの日本人の子供にとっても、多文化的な見識を広め地域文化の豊かさを体感できるものとなると同時に、それが民族共生の意識を涵養していく促しとなって行くだろう。

以上のように考えるならば、アイヌ語を学校教育で学習することには、日本の伝統文化の学習、日本社会の多文化受容の意識を促し、そしてアイヌ子弟の人間形成の伸展などと幅広い意味を見出すことができる。アイヌ語学習は学校教育の中でむしろ行うことが望まれる項目であると考えられる。しかし、全国的に広範囲で学習するには学習指導要領の根本的な見直しが必要であり、そのためには日本におけるアイヌ語学習の意義を確立しなければならぬことが課題となる。しかし、道内の地域学習として総合的な学習の時間、学校設定科目などで行う事例はあり、地域や保護者の理解があれば、それを広げることはさほど難しいことではない¹⁵⁾。

では、アイヌ語を学ぶこと、さらにはアイヌ語を使えるようになることはどのような意味を持つのであろうか。民族的当事者の立場から考えてみることにする。

Ⅲ 言語の権利の重要性

自分が生まれ育った言語を使うことは権利として認められるものである。なぜならば、自分が生まれ育った言語を使わなければ表現することができない意味、感情、意志の表現があるからである。他の言語では置き換えることができないため、それを奪われることは心的なフラストレーションを生み、精神的な抑圧が加えられることになるからである。これは戦前各地で行われた方言撲滅運動による例によっても明らかにされている¹⁶⁾。明治期のアイヌ民族はこうした抑圧が加えられ、民族的な衰退に至ったことは明らかになっているが、現在のアイヌ民族の人々にとって母語は日本語であり、必ずしもアイヌ語の使用を阻止されても精神的な抑圧とはならない。

では、現在のアイヌ民族の人々にとってアイヌ語が使用できない、またはアイヌ語を使用しない環境とはいかなる意味をもつものなのだろうか。アイヌ語がもつ歴史的な文化背景はアイヌ民族が固有に持ってきた歴史である。北海道における古い地名のほとんどはアイヌ語地名といわれ、アイヌ民族が先住していた証ともなる。今も記録に残る口承伝承は文学的評価も高く、民族的な文化遺産でもある。この基底にあるアイヌ語は民族的なアイデンティティに依拠するものである。民族独自の言語にアクセスしたり表現できない状態に置かれることは、民族的言語文化を否定されることを意味する。つまり、アイヌ民族にとっては言語を保持、使用する権利、すなわち言語権が侵害されていることを意味する。

その点を考える上で重要になってくるのが、言語の本態である。言語とはそれを使う集団にとって欠くことのできないコミュニケー

ションの道具であり、思考の媒体である。諸所の知識の集積が言語によってなされ、他言語では補完することのできない知の体系が構築され保有されることになる。そしてその言語を活用することにより知のインデックスを参照することができるのである。すでにアイヌ語は母語ではなくなったとしても、アイヌ語を再獲得しその知の体系を再活用することは有意義なことである。固有の言語は民族集団が作り上げた知の体系、言い換えるならば民族の文化的遺産である。帰属している民族の遺産をそのメンバーが自己の遺産として継承することは、その相続人の権利である。これも言語権と呼べるものであろう。

言語権をめぐる議論は、はじまったばかりであるが、民族が独自の言語を使用すること、または使用しようとすることで生じる差別を禁止する考え方は、国際社会の中では戦後の早い段階からみてとれる。国際連合で採択されたものを抜粋してみると、次のようなものがある。

【世界人権宣言】(1948年国連採択)

第2条：すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

【市民のおよび政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)】(1966年国連採択)

第2条の1：この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若し

くは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

第26条：すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位などいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

第27条：種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

【子どもの権利条約】（1989年国連採択）

第2条：締結国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法的保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教的、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第30条：種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

【民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言（少数者の権利宣言）】（1992年国連採択）

第2条：国民的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者は、内密に及び公然と、自由にかついかなる形態の差別もなしに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、及び自己の言語を使用する権利を有する。

【独立国における先住民族及び種族民に関する条約（ILO169号）】（1989年ILO採択）

第28条：1. 当該民族に属する児童は、実行可能な場合は、自己の先住民族としての言語又はその属する集団によって最も広く用いられている言語で読み書きを教えられなければならない。これが実行不可能な場合には、権限のある当局は、この目的を達成する措置を採用するために、これらの民族と協議しなければならない。

3. 当該民族の先住民族言語の保全、及びその発展と利益を促すための措置がとられなければならない。

これらは差別という人の生存を著しく脅かす原因因子の一つとして言語も対象としている。言語が皮膚の色や宗教のように人を分類し易く、それゆえに差別の引き金となってきた過去の悪弊を払拭し、基本的な人権を守る上で平和的な社会を築く上で欠かせないことであるとの認識のもとで示されたものである。各条約の文面は国連憲章を踏襲しているものとなっている。各条約では包括的な箇所においては言語差別に言及しているが、個別条項では不十分な扱いであることが指摘もされている¹⁷⁾。ただ、このように少数者の言語の使

用に関する権利が打ち出され、これらが遵守されることで少数者の置かれる社会的環境の改善は進展がみられるものであるとも考えられる。

なかでも少数者の権利宣言とILO169号条約は、少数民族、社会的少数者又は先住民族を対象にした法令で、その権利を包括的に保護、尊重していく意味で出された。前者では少数者の言語の独自性を保護し、促進を働きかけ、その使用を権利として認め、国家に対しても少数者の母語教育の十分な機会のための措置を求めるものとなっている。後者ではとくに児童の教育条項で先住民族の言語による教育や先住民族言語の保全措置などを国家に求めている。しかし、少数者の権利宣言は義務を伴わない履行目標であり、ILO169号条約を日本は批准していない。その意味では、国内で法的効力を持つものとは言い難い。しかし、日本が批准している「国際人権規約B規約」に準拠すれば効力を持つ。その第27条では、「少数民族の権利」として文化享有権が示されている¹⁸⁾。規約人権委員会は「市民的及び政治的権利に関する国際規約27条に関する一般的性格を有する意見」¹⁹⁾で締約国がおこなう措置を示し、日本政府にその履行を求めている。その措置のひとつに、「自己の文化や言語を享受しかつ実践させ、自己の宗教を実践する権利を保護する」ための積極的措置を講じることとある。つまりアイヌ民族の権利を進展させる措置が国の義務とされている。

これらをさらに詳細に規定したのが2007年に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」である。日本もこの採択には賛同しており、アイヌ民族を念頭に置いていることは間違いない。

【先住民族の権利に関する国際連合宣言】
(2007年9月13日採択)²⁰⁾

第13条：歴史、言語、口承伝統など

1. 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。
2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために効果的措置をとる。

第14条：教育の権利

1. 先住民族は、自らの文化的な教育方法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度及び施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよう、効果的措置をとる。

第13条では、言語に関する再活性化が掲げられており、先住民族の独自言語の使用、伝承が権利として提示されている。国はこの権利を保障し効果的措置を取る義務が課せられており、アイヌ語のようにすでに危機言語となってしまうものへは再活性化（言語

復興)の手立てを講じることが求められることになる。同時に第14条では教育の権利について独自言語での教育の実施が権利であることとされる。しかし、アイヌ語のようにすでに衰退し日常的に使われていない民族言語では、該当言語での教育はできない。その意味ではこの条例は無意味であるが、先の第13条との連関から考えれば、独自言語で教育ができるように言語を復興させる教育を権利として認めていると考えることが順当である。ここでも国の効果的な措置が求められている。

言語権を考えることは、一方では、あらゆる言語の平等化を求めているものであるが、他方では、小規模な言語共同体に属する人々が、自らの言語を使い、自らを語ることの意義を見出すことでもある。自らの言語の読み書きができ、その言語を用い自由に考え、新たなものを生み出すということは、識字問題とも重なり、ユネスコの提唱する学習権の広がりの中に位置付けることができる。自らの言語を学習することは大言語を使用する人々にだけ認められているものではない。あらゆる言語の人々にとって開かれているものである。母語の使用が差別されたり、使用が制限されたりすることは、社会的な差別のみならず、思想や感情という人間の内面への抑圧となっている。大言語の圧力により小規模な使用人口しかない言語や危機的な状況にある言語を使う人々の中には、母語の乗り換えが起きている。しかし、そうした人々にとっても民族言語は、大きな意味を持つ。民族言語が日常的なコミュニケーション言語として使われなくなっても、宗教的儀礼や伝統的歌舞や文芸という限定された空間や分野では欠かせないものである。地名や動植物についての知識などこれまでの生活の中で蓄積された

体系も意識されることなく日常の端々で使われていることもある。人々はおかれた時間や空間との関係のなかで民族言語を意識し、これを精神的なよりどころとしているケースが多いのである。

現在の危機言語といわれている言語を母語とする言語集団の人々のおかれた状況は、例外なく政治的・経済的に影響力のある大言語との対峙に遭遇したり、国内での主流言語からの圧力がある、または過去においてあった場合である。こうしたマイノリティの言語集団の人々にとって言語権は、自らの民族の言語をもとに、その言語でしか表現できない微妙なニアンスで表現したり、過去からの知の蓄積をもとに新たな知を重ねたりすることが自由にできることである。自らのことばで考え、自らで語るという人間の基本的な権利を行うことなのである。そして、それは個人の権利であるとともに、言語を媒介とする言語共同体の権利でもある。

これまでみてきたように、自らの言語を使用し言語の持つ知の体系にアクセスすることはその言語共同体に属する者の権利であると言えた。これを言語権と称することもできる。人間は共同体を作り生活をする。この中で言語は欠かすことができない意志伝達、思考媒体であり、知の集積でもある。言語は民族を象徴する存在でもある。国際法では言語に関する権利が規定されており、言語が共同体を維持する要素としてあることが認められている。それゆえ、いかなる少数言語集団に対しても言語権が認められ、国家はその保護と維持のための効果的な措置が求められている。アイヌ民族のような先住民族で言語の存続が危機的な状況におかれている集団に対しては、なお一層の保護普及の言語政策が国家に求め

られていく。日本国内におけるアイヌ語のあり方は、国やアイヌ民族の中で模索されていくものではあるが、これを研究目的の文化財として扱うのではなく、社会的な有効性を有した生きた言語として普及を念頭に置いた教育、文化、社会政策が求められる。アイヌ語は危機言語状態から脱するか否かは、その政策にかかっているとと言えるだろう。

結

これまでアイヌ語のあり方について考察してきた。Iではアイヌ民族の人々にとってアイヌ語がどのような存在であるのかを「北海道アイヌ生活実態調査」の事例から考えた。それによれば、アイヌ語の認知度は高いのだが、実際にアイヌ語を理解し使用したりできる人の割合はきわめて低いことがわかった。しかし、アイヌ語の習得に関しては半数以上の人が学ぶ意志を持っており、消滅の危機に瀕する言語といわれるアイヌ語でも学習し獲得しようとする潜在的学習者がアイヌ民族の人々のなかに多くいることがわかった。

それを受けIIでは、実際の学習方法を検討してみた。アイヌ文化振興法の制定に伴って、アイヌ語学習の条件整備は進んでいるように思えた。しかし、法制定以前から道内各地で実施されていた地域的なアイヌ語学習機関である、いわゆるアイヌ語教室が社会問題を機に見直しがなされた。行政からの指導によりアイヌ用語学習講座とされ、その学習内容も儀式等文化財保護を目的とするアイヌ語学習に限られることとなった。これにより今まで行われていた日常会話や文学的な表現などの聞き取りなどの学習は行うことができなくなった。民族言語の復興、普及、進展というアイヌ語再生の観点からはきわめて遺憾な状

況にあると言える。また北海道外での学習は機会も方法も限定的と言わざるを得なかった。学校教育でのアイヌ語学習に関しても考察を試みたが、多文化教育的観点や日本の伝統文化教育という観点からは展開の可能性があることを示した。しかし、ここでも全国的にアイヌ語の認知度を高め、普及させるという点では課題があると考えられた。

そしてIIIでは、アイヌ語学習の重要性を言語共同体の言語権という観点から考えた。アイヌ民族にとってアイヌ語はすでに母語ではなく民族的な帰属性の象徴という意味が大きい。これまで蓄積されてきたアイヌ語の知の蓄積へアクセスするためにもアイヌ語学習が不可欠であることを示した。そして、国際法の中で言語への権利が認められる背景には、言語共同体の存立があらゆる人間集団に認められる権利であることに裏打ちされていることを示した。大言語、大民族に圧迫されながらも少数民族や先住民族は言語が守られ維持されるものであることは、人間存在にかかわる問題である。このことより先住民族であるアイヌ民族の言語も、国家の支援により維持発展がみられるように措置されることが求められていることを示した。

日本政府がアイヌ民族を公式に少数民族と認めたのは1991年のことである。つまり、それまではアイヌ民族を出自とする人々は既に同化して日本社会のなかに溶け込んでしまっており、識別することができないとしていたのが公式な見解であった。このころアイヌ語の母語話者は多数存命していた可能性が高く、的確な手を打っていれば、アイヌ語の状況は現在よりも好転していたのではないかと推測される。2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を受け、それに賛同した日本

政府はアイヌ民族を2008年に日本の先住民族のとすることを求める決議を行い、内閣官房長談話でもそれを追認する発言がなされた。これにより今後アイヌへの先住民族としての施策が図られて行くことになり、アイヌ語の研究、普及も進展することが見込まれる。だが、アイヌ語を国家的にいかなるものと位置付けて行くのかという視点は示されていない。アイヌ民族の統一の見解も今後図られて行くことになるが、アイヌ民族の中には公用語化を求める意見もある。現在国立国語研究所では日本における危機言語の一つとして、アイヌ語を地域言語などに含め研究が行われている。国立国語研究所がアイヌ語を調査研究するのは、これまでで初めてではないだろうか。アイヌ語を国語の領域で研究しているのであれば評価することができるだろう。アイヌ語は日本固有の言語でありながらその認知度は低く、公的な使用はこれまでほとんど行われてこなかった。これは日本政府と日本社会のアイヌ民族、アイヌ語に対する認識の現れであり、またアイヌ民族にも使用しないという意識が働いていたためということが言えよう。今後の日本の国のあり方についてアイヌ政策推進会議で検討が行われているが、ここから類推してもアイヌ語を研究対象としても、流通する言語として施策を講ずるといふ議論はなされていない。ましてや公的な言語として使用する意図は見えてこない。アイヌ語研究は行われるべきものであるが、それ以上にアイヌ語を文化財の範疇に押し止どめるのではなく、生きた生活言語として社会的に流通させていく方策も先住民族政策の一つとして検討されるべきものではないだろうか。このときアイヌ語に公的な位置付けを与えることは、その社会的影響力が増し、普及にも効果

的に作用するものと考えられる。

アイヌ語についての言語権はアイヌ民族が保持する権利であり、その運用はアイヌ民族自身に任されて行くものであろう。国や行政がアイヌ語のあり方を一定の方向に限定し規定していくことは、今緊急に必要とされるアイヌ語再生活動の動きを阻害することになり、アイヌ民族のもつ言語権の侵害に当たることになる。あくまでもアイヌ語をどのように位置づけ、何を目的として進展させていくかを決定するのはアイヌ民族の権利としてある。国や行政はそれを支援する効果的な政策を進めることが求められるのである。

注

- 1) 『広辞苑』第三版第四刷 岩波書店 1986年
- 2) 上野昌之「教育政策と母語衰退についての考察」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊14-2 2007年
- 3) 質問項目からすると、アイヌ語の存在ではなく、アイヌ語の単語やフレーズを知っているかどうかと解するのが妥当であろう。
- 4) 北海道大学『北海道アイヌ民族生活実態調査』2009年、p103
- 5) この前身として1987年より講師に萱野茂氏が務める「アイヌ語講座 イランカラプテ」があった。
- 6) この事業へは北海道アイヌ協会からの推薦が必要なため、原則的にアイヌ民族出身者が対象となっている。
- 7) 経費は北海道と文化庁から支出されている。
- 8) 「アイヌ語の衰退と復興に関する一考察」『埼玉学園大学紀要』第11号 2011年、pp220-222
- 9) 「アイヌ民俗文化財伝承・活用事業 講座ご案内」北海道教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ <http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/ainuminzokukouzanaidou.pdf> (2012年5月2日参照) 設置場所は、鶴川、登別、

アイヌ民族とアイヌ語学習

- 苫小牧、浦河、新日高、平取、帯広
- 10) 北海道教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ山下幹雄氏からの聞き取りによる。2011年10月28日 庁内にて。
 - 11) 平取二風谷用語教室担当者関根健司氏からの聞き取りによる。2012年8月8日 アイヌ文化交流センターにて。
 - 12) この他にも有志が行っている学習会のようなものは各地にあるようだが、その内容の詳細は管見では掴み切れていない。
 - 13) 文部科学省『中学校学習指導要領 国語』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301c/990301b.htm (2011年5月3日参照)
 - 14) 国立国語研究所「ことばQ&A」『国語研の窓』第18号 2004年1月1日発行 http://www.ninjal.ac.jp/products-k/kokken_mado/18/05/ (2012年5月3日参照)
 - 15) すでに千歳市立末広小学校などでの実践例も見られる。末広小のアイヌ文化学習を支援する会『アイヌ文化を学ぼう』明石書店 2009年
学校設定の選択科目として設置することは教授者の配置さえできれば、高等学校では容易なことである。
 - 16) 井谷泰彦『沖縄の方言札』ボーダーインク 2006年
 - 17) トーヴェ・スクットナブ＝カンガス「言語権の現在」三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店 2000年、pp.299-300
 - 18) 「当該少数民族に属する者は…自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」としており、日本政府は文言通りに「アイヌの人々」はこれら権利の享有を否定されていないと、消極的肯定論に終始している。
 - 19) 岡本雅享「自由権規約第二十七条に関する「一般意見」の意義」(『法学セミナー』477号 1994年、p.71)
 - 20) http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf 市民外交センター仮訳 2008年7月31日 改訂 2008年9月21日 (2012年9月11日参照)